

道路特定財源の堅持を求める意見書

通常国会が召集され、道路特定財源であるガソリン税等の暫定税率の存続が大きな政治争点となっています。その内容は、道路整備に不可欠な財源として暫定税率を10年間延長するべきという主張と、暫定税率を廃止し道路特定財源を全て一般財源化するべきという主張の対立です。

江戸川区においては、都市計画道路や区画整理事業、駅前駐輪場の整備など区民生活に密接に関わる道路整備を行っています。また、橋梁など道路施設の老朽化も進んでおり、その維持管理のための費用も年々増大しています。

こうしたインフラ整備のために使われる道路特定財源は、区民生活の安全・安心、利便性の向上、そして地域の活性化のために必要不可欠なものです。

こうしたなか、現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、江戸川区においては35億円規模の影響が生じることとなり、道路・橋梁の新設や維持補修ばかりでなく、区画整理や駅前広場の整備などに大きな財源不足が生じることとなります。道路・橋梁整備を維持しようとするれば、教育や福祉といった他の行政サービスの水準を維持することも困難になるなど、区民生活にも深刻な影響を及ぼしかねません。

よって、江戸川区議会は、国会及び政府に対し、貴重な地方の財源が地方自治体や地域の暮らしに与える影響を真摯に直視し、暫定税率を維持し道路特定財源を堅持するための関連法案を確実に年度内に成立させるよう、強く要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年2月21日

江戸川区議会議長 田 島 進

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣

総務大臣、財務大臣、国土交通大臣 あて